

[資料]

米国教育省特殊教育・リハビリテーションサービス局

中野 善達

1. 教育省の設置

アメリカ合衆国では、1979年10月17日制定された教育省組織法 (P.L.96-88 Department of Education Organization Act of 1979) により、保健・教育・福祉省から教育省が分離・独立することとなり、1980年5月4日、連邦政府の第13番目の省として教育省が新しく発足した。

これは教育を重視し、教育省設置推進を選挙公約の1つに掲げて当選した大統領 Carter の力によるところが大きい。もとより、アメリカ合衆国における教育の責任主体は州政府にある。そこでこの法律でもその点に配慮し、「教育に関する権限及び責任は、州および地方学区およびその他の州が定める機関に留保される」¹⁾と明記している。

教育省は市民的権利局、初等・中等教育局、中等教育終了後の教育局、職業・成人教育局、特殊教育・リハビリテーションサービス局、海外属領教育局、教育研究・改善局、バイリンガル教育・マイノリティ言語問題局から構成されている。

教育省はワシントン特別区に位置し、その任務は①諸教育プログラムに対する連邦基金を管理・運営し、②教育に関する研究・調査を遂行し、得られた成果の普及に努め、③教育問題への国民の関心を喚起したり、焦点づけ、④連邦基金を受領している諸活動における差別禁止の連邦法を施行し、⑤すべての人びとに對し教育への平等なアクセスを保証することにある。

ここでは、特殊教育およびリハビリテーションサービスを所管とする特殊教育・リハビリテーションサービス局 (Office of Special Education and Rehabilitative Services: OSERS) を扱うこととする。

2. 特殊教育・リハビリテーションサービス局 (OSERS)

教育省組織法によって新しく発足した局であり、1993年の時点で411人の専任スタッフ²⁾を擁し、52億

5000万ドルを超える執行予算³⁾をもち、約630万人の障害をもつ児童・青年・成人にサービスをしている。

OSERSは、特別なニーズをもつ子どもたちの教育を支援する諸プログラムを援助し、障害をもつ青年や成人にリハビリテーションサービスをし、障害をもつ人びとの生活を改善する研究・調査を支援する。およそ440万人の障害をもつ児童・青年と93万人の障害をもつ成人を対象としたプログラムを展開している。

より具体的に述べると、OSERSは①障害をもつ人びとのニーズに合致するよう企図された特殊教育プログラムやサービスに対する政策を実施・運営・調査し、提言をし、②こうした人びとが潜在的可能性を十分に開花できるような助力をおこない、③自立生活サービスや職業リハビリテーションサービスによって、障害をもつ人びとの依存度を低め、生産力（生活力）を高めようとするプログラムの管理・運営をし、④リハビリテーションと特殊教育に関する研究・調査に対する基金を運営する。

(1)特殊教育プログラム部 (OSEP)

OSEPは、障害をもつすべての児童・青年・成人の無償で適切な公教育に関する諸プログラムを管理・運営する責任を担っている。そのため、OSEPは①特殊教育を拡大し、改善する諸プログラムを監視し、②特別なニーズをもつ児童・青年にサービスを提供する州や地方学区に州教育機関を通じて連邦基金を配分し、③障害をもつ子どもが適切な教育を受けられることを保証する州プログラムを監督し、さらに、④子どもの権利や保護者の権利がそこなわれることがないようにする。また、⑤特殊教育教師の養成・訓練プログラムを管理・運営し、⑥特殊教育方法を改善する研究・調査を遂行する。また、⑦保護者に子どもの発達に関する情報やカウンセリングなどを提供したり、就学前児の診断、アセスメント、言語治療、作業療法や理学療法といったサービスをおこなう。

OSEPはまた、全ての障害をもつ子の無償で適切な公教育の提供に向けてなされた進歩に関する報告書を毎年、議会に提出する義務を課されている⁴⁾。これまで

表 特殊教育・リハビリテーションサービス局の組織

I. 特殊教育プログラム部 (Office of Special Education Programs)
A. 革新・開発課 (Division of Innovation and Development)
・直接研究係 (Directed Research Branch)・調査研究・開発プロジェクト係 (Research and Development Projects Branch)・特別諸研究係 (Special Studies Branch)
B. プログラム分析・立案課 (Division of Program Analysis and Planning)
・プログラム運営係 (Program Operations Branch) ・プログラム立案・情報係 (Program Planning and Information Branch)
C. 人材養成課 (Division of Personnel Preparation)
・リーダーシップ人材係 (Leadership Personnel Branch)・関連要員係 (Related Personnel Branch)・特殊教育人材係 (Special Education Personnel Branch)
D. 教育サービス課 (Division of Educational Services)
・字幕・改編係 (Captioning and Adaptation Branch)・幼児係 (Early Childhood Branch)・中等教育・移行サービス係 (Secondary Education and Transitional Services Branch)・重複障害係 (Severely Handicapped Branch)
E. 州援助課 (Division of Assistance to States)
・プログラム運営係 (Program Administration Branch)・プログラム審査係 (Program Review Branch)
II. 国立障害・リハビリテーション研究所 (National Institute on Disability and Rehabilitation Research)
III. リハビリテーションサービス行政部 (Rehabilitation Services Administration)
10 の地方事務所がある。

に、この特殊教育年報は第 15 年報まで発行されている。

OSEP は外部のシンクタンクと契約し、大規模な研究・調査を実施している。最近の最も大きな研究は、8000 名を超す障害をもつ青年たちに関する縦断的移行研究である⁵⁾。

(2) 国立障害・リハビリテーション研究所 (NIDRR)
この研究所は、P.L.95-602 1978 年のリハビリテーション法修正で National Institute of Handicapped Research という名称で創設され、1986 年のリハビリテーション法修正 (P.L.99-506) で現在の名称への変更がなされた。

NIDRR は、全米規模や国際的規模の総合的・調整的なリハビリテーション研究や調査プログラムのリーダーシップをとったり、それらプログラムを支援したりする。その最も重要な任務は、障害をもつ人びとが自立的に生活する機会をもつことを保証する方法を見出すことである。そのため、政府諸機関や民間諸機関と協力し、リハビリテーション研究の長期計画を開発したり、実施し、また、こうした研究を支援したり、実施する政府諸機関の作業を調整したりする。

さらに、リハビリテーション専門家の国際交流や情報交換に参加したり、外国との共同研究や国際的研究に参加する。

39 のリハビリテーション研究・訓練センターに基金

の支出をし、18 のリハビリテーション工学センター（車椅子のデザインや製造、盲人用補助具、補装具の改善など）にも基金を出し、理学療法士や作業療法士、心理専門家、ソーシャルワーカー、聴覚言語専門家、医療従事者などを対象とするリハビリテーション専門家の訓練プログラムを実施したりしている。

(3) リハビリテーションサービス行政部 (RSA)

心身に障害をもつ人びとがカウンセリング、医療、心理的サービス、職業訓練、その他の個別サービスを通じて職につくことができるよう努めている、州の職業リハビリテーション機関に補助金を支出している。それらには以下のものも含まれる。
 ①リハビリテーション専門家の養成・訓練プログラム、
 ②障害をもつ人びとの生活を向上させるプログラム、
 ③雇用機会を増加させるプログラム、
 ④重度の障害をもつ人びとをより自立的に生活できるようにするプログラム、
 ⑤1973 年のリハビリテーション法およびその後の修正法で提供されている諸サービスや恩恵を対象者に知らせ、それを受けるようにさせる受給対象者支援プログラム、
 ⑥支援就労プログラム、など⁶⁾。

(4) 管轄している他の機関

以下の各機関は創設にあたって連邦政府が費用の大半を出し、その後も運営費の多くを負担しているものである。国立ではなく、連邦政府支援の機関であり、OSERS が深く関与している。

①アメリカ盲印刷所 (The American Printing House for the Blind)

所在地はケンタッキー州のレキシントン。1858年、ケンタッキー盲学校の併設機関としてケンタッキー州法で設立が定められた。盲もしくは視覚障害の人びとのために、特別に調整された教材を提供している。現在は1879年に制定されたP.L.45-186 American Printing House for the Blindに基づいており、最初は点字資料製作費として1万ドルが支出された。

②アメリカ聾工科大学 (The National Technical Institute for the Deaf)

ニューヨーク州ロチェスターのロチェスター工科大学のキャンパス内にある。聾者の雇用を促進する、専門的・技術的教育機関。1965年制定のP.L.89-36 The National Technical Institute for the Deafによって設立された。その運営費の83%が国の基金である(1992年)。

ギャローデット大学 (Gallaudet University)

ワシントン特別区にある、私立の非営利教育機関。1864年、P.L.38-52でコロンビア聾学校内に高等教育部の設置が認められ、National Deaf Mutes' Collegeと称したが、後にギャローデットカレッジと改称し、さらに1986年のP.L.99-371 Deaf Education ActによってUniversityと称することが認められた。聾者のための大学および大学院があるだけでなく、初等・中等教育機関もあり、成人への継続教育もおこなっている。運営費の73%が国の基金によっている(1992年)。

(5)情報センター

A. OSERS内には障害情報に関する情報センター(Clearinghouse on Disability Information)が設置されている。これは1973年のリハビリテーション法に基づくものである。このセンターは、国、州、地方レベルでの障害をもつ人びとにに対するサービスに関する質問に応じ、参考になるものを提供し、情報を普及させることを目的にしている。

以下の刊行物が無償で提供されている。

①OSERS News in Print:季刊のニュースレターで、50頁ほどのもの。OSERSの諸プログラム、革新的調査・研究など、障害分野の人びとにとって関心のある広範囲の問題に関する情報に焦点をあてている。1986年に発行され、録音形式のものや点字版もある。毎号、特集を組み、啓蒙的性格の強い論説、報告などが掲載されている。特集には「雇用と障害をもつ人びと」、「国際リハビリテーションの諸問題」、「インクルージョン」、「特殊教育とリハビリテーションの革新」など

どのテーマが取り上げられている。

②「障害をもつ人びとに関する現行法の要約」(A Summary of Existing Legislation Affecting People with Disabilities):教育、雇用、保健、住居、所得、栄養、権利、社会的サービス、輸送、職業リハビリテーション、その他にわけて、現行法の簡潔な説明がなされており、補遺に主要法律の立法史が掲載されている。最新版は1992年発行のもので236頁。

③「障害をもつ人びとに対する連邦政府による援助に関するポケットガイド」(Pocket Guide to Federal Help for Individuals with Disabilities):30頁の小冊子で、障害をもつ人たちが受られる諸サービスや恩恵が載っている。

B. 連邦政府が基金を支出して援助している情報センター

- ① National Information Center for Children and Youth with Disabilities
- ② HEATH Resource Center
- ③ National Rehabilitation Information Center
- ④ National Clearinghouse for Professions in Special Education
- ⑤ ERIC Clearinghouse on Disabilities and Gifted Education

(6) OSERSの局長

教育省組織法によって、OSERSの局長は同時に教育副長官でもあることになっている。Clinton政権の誕生により、1993年1月、教育長官はLamar AlexanderからRichard W. Rileyに交代し、OSERS局長は、Robert R. Davila(聴覚に障害をもつ)からJudith E. Heumann(整形外科的障害をもち、車椅子使用)となつた。

副長官でOSERS局長のHeumannは、生後18カ月でボリオに罹患した。1969年にLong Island Universityを卒業すると教職を志し、ニューヨーク市の教員採用試験を受けたが、障害を理由に採用を断わられた。そのため教育委員会にかけあい、とうとうニューヨーク市の公立学校としては最初の車椅子使用の教員となった。このことが、彼女を障害問題に関与させる契機となつた。その後、上院の労働・公共福祉委員会の委員長Harrison Williams議員の事務所に勤め、法律面での助手となり、全障害教育法(P.L.94-142)や1973年のリハビリテーション法第504条の立法化に携わつた。

1975年、カリフォルニア大学バークレー校で公衆保健行政の修士号を取得した。また、有資格の公認会計士であるJorge Pinedaと結婚。1975年から82年にかけ、カリフォルニア州バークレーで、世界で最初の自

立生活センターの副所長をした。この間、州や政府の立法作業に関与し、その結果、全米に 200 以上もの立生活センターの開設をもたらした。

1983 年、同士たちとカリフォルニア州オークランドに世界障害研究所（World Institute on Disability）を創設し、副所長となった。この研究所は、主として障害をもつ人びとに影響を及ぼす諸問題を扱う、最初の政策立案、研究および養成機関で、ここで 10 年にわたって活躍した。Riley 長官は、「彼女はこれまで障害をもつ人びとのきわめて効果的な代弁者であり、擁護者であった。これからは、教育省にとって貴重な貢献をしてくれると期待できる。彼女は豊かな知識をもち、リーダーシップを発揮し、また、不撓不屈といった特徴をもっている。」²⁾と評している。

蛇足だが、教育省では女性職員の活躍がめざましい。OSERS 内でも革新・開発課は課長および係長（一つは課長が兼務）が全員女性といったぐあいである。

注

- 1) Depertment of Education Organization Act of 1979. 第 103 条に連邦政府と州との関係が規定されている。
- 2) わが国の文部省初中局特殊教育課のスタッフ数と

はまったく比較にならない、多数のスタッフを擁している。

- 3) わが国の特殊教育関係予算は、平成 6 年度で 94 億 3700 万円であるが、うち 61 億 9200 万円が特殊教育就学奨励費負担等であり、15 億 3300 万円が私立高等学校等経常費助成費補助および特別補助（特殊教育諸学校等運営費）であり、この 2 項目だけで 8 割強を占めている（特殊教育課の資料「平成 7 年度特殊教育関係概算要求の概要」による）。
- 4) 中野善達：米国特殊教育年報(1～14)。筑波大学リハビリテーション研究, 3(1), 17-24, 1994.
- 5) 中野善達：米国教育省による障害生徒 8000 名の縦断的研究。特殊教育学研究, 32(3), 79-85, 1994.
- 6) OSERS については主として次の冊子を参考にした。
OSERS: Information about the Office of Special Education and Rehabilitative Services. 1991.
- 7) OSERS News in Print. Vol. VI, p. 1,2 and 51, 1993.